

諮問番号：諮問第159号

答申番号：答申第159号

答申書

第1 審査会の結論

北九州市八幡西福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

審査請求人は病気（多系統萎縮症）を発症しており、しゃべりにくさ（構音障害）や歩きにくさ（歩行困難）、字の書きにくさ（右半身麻痺）等があり就労困難である。

生活保護廃止は生存権を定めた憲法25条に反するものである。

処分庁が示した理由は財産権を定めた憲法29条に反するものである。

処分庁が示した65,350円の算定の意味が全くわからない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

法は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を定めているところ、相続により発生した資産についても、利用し得る資産として活用することとなる。そして、臨時的収入について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という

。)第8の3の(2)のエによれば、その額(受領するため交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)を超える場合、その超える額を収入として認定することとされている。

また、保護受給中の者の保護廃止の判定については、当該時点において認定した最低生活費と収入充当額の対比によって決定することとされており、法第26条により保護廃止をする場合の基準は、当該世帯の収入の臨時的な増加等により以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときとされている(「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10の問6及び問12)。

本件についてみると、審査請求人の母の死亡後、審査請求人の普通預金口座には、9,026,432円が振り込まれている。

そして、この額から8,000円を控除し、法第63条に基づく返還金(2,517,550円)について、一括で返還を行うことになったとしても、審査請求人には、なお6,500,882円の収入があることとなり、おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続するのは明らかである。

なお、処分庁は、本件処分にあたり、誤って算定した返還金額を考慮して保護廃止の要否を検討しているが、令和3年5月19日付けで返還金額については是正する処分を行っており、また、是正後の返還金額を考慮しても、審査請求人はおおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続するのは明らかである。

よって、処分庁が、本件処分により保護の廃止をしたことについて、違法又は不当ということとはできない。

その他、本件処分に違法不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年3月28日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年8月9日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、次官通知、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）、課長通知等に基づいて行われている。これら国からの通知は、法定受託事務の処理基準と位置付けられている。

法は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を定めているところ、相続により発生した資産についても、利用し得る資産として活用することとなる。そして、臨時的収入の認定に当たっては、次官通知第8の3の（2）のエによると、8,000円を超える額を収入として認定することとされている。

また、保護受給中の者の保護廃止の判定については、当該時点において認定した最低生活費と収入充当額の対比によって決定することとされており、法第26条により保護廃止をする場合の基準は、課長通知第10の間6及び間12によると、当該世帯の収入の臨時的な増加等により以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときとされている。

本件についてこれをみると、審査請求人の母の死亡後、審査請求人の普通預金口座には、9,026,432円が振り込まれている。そして、この額から8,000円を控除し、法第63条に基づく返還金について、一括で返還を行うことになったとしても、審査請求人には、なお6,500,882円の収入があることとなり、おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続するのは明らかである。

なお、処分庁は、本件処分にあたり、誤って算定した返還金額を考慮して保護廃止の要否を検討しているが、返還金額については是正する処分を行っており、また、是正後の返還金額を考慮しても、審査請求人はおおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続するのは明らかである。

よって、処分庁が本件処分により保護の廃止をしたことを違法又は不当ということはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をし

たことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 中島 浩